

(四) 婦人及幼年労働者の夜業禁止並に寄宿舎制度改廃
に關する件 (日本紡織労働組合提出) 可決

(五) 労働組合法に關する件 (本部提出) 可決

決議

本同盟は労働者の團結權、罷業權が一日も早く法律上確認されんことを要望する。
然るに政府は労働者の此の熱烈なる要求も裏切つて不完全なる労働組合を再度承認議
會に提案した。が、それすら資本家階級の利益を代表する議會は審議未了の裡に葬
つた。であるが、我等はあらゆる機會を利用してあらゆる手段を用いて完全なる労働組合法を履
得と向つて努力する。而して其要求の要兵は左の如くである。

- 一 労働組合の目的を制限せぬ。
- 二 労働組合の構成範圍を限定せぬ。
- 三 労働組合の組織に企業別、職業別、産業別等の制限を加へざるは勿論、労働組合の聯
合体を法認する。
- 四 労働組合が法人たること、理由。

- 五 労働組合は労働者議に依つて生じたる損害に付賠償責任を負はぬ。
- 六 労働組合の加入権保護の徹底。
- 七 労働組合に特殊なる義務及監督規定を設けぬ。
- 八 行政官廳による労働組合の解散を労働組合法に設けぬ。

(六) 全國大會宣言、綱領、規約に關する件 (本部提出) 可決

大會宣言

日本労働組合同盟第一回全國大會は之の立場と運動方針を次の如く宣明する。

(一)

世界大戰と之に次ぐ世界的恐慌とは一時資本家階級の陣營と極度に混亂せしめ、崩壊
に瀕せしめたが、此の間、彼等の法外的努力と金融寡頭政治を確立し、その政治的權力による
無産階級の隷屬化を強制し、産業の合理化に成功するに至つて、彼等の陣營は漸く時の安定の
傾向を帯びて来た。
然し乍ら我等は此の安定を以て一時的現象と思惟し、之を崩の前の静けさに類するものと斷ず